

とちぎ夢大地応援団セミナーの開催（2月19日実施）

「応援団活動における事故防止のための研修会」

応援団活動の主要作業である雑灌木や草刈り作業に使用する草刈り機の安全な使い方や、ケガ・事故に対する救急措置法についての実務研修会を、アグリプラザ3階の多目的研修室で開催しました。

実施団体からは、佐野市下秋山町会・和田用水ホテルの里の会・文挾ため池ふれあいの里づくり協議会・大木須むらづくり推進協議会の代表者、応援団員はナルク栃木「とちのみ会」と宇都宮大学生が参加、また関係者として南斎課長以下県農村振興課及び各農業振興事務所の担当者の方々等合計29名が参加しました。

○ 草刈り機の安全使用

林業・木材製造業事故防止協会栃木県支部の鈴木正計安全管理指導員から、機種・刈り歯の種類・服装や機械装着の仕方・操作法・禁則事項など基本的な事項を細部に亘り指導していただき、常日頃使用している方々も、草刈り作業の危険と安全な使用方法を改めて再認識しました。

特に次の点を遵守・徹底することが重要です。

1. 近接作業の禁止：作業者の5m以内は危険区域。作業者間は10m以上離れること。
2. 上下作業の禁止：上下に振っての刈り払いを行わないこと。
上下並行作業は絶対行わないこと。
3. 足下刈りの禁止：斜面下方に向かって刈り進まないこと。

なお作業時の安全監視として、実施団体は監視・監督員を5名に1人つけること。



鈴木安全管理指導員の研修

○ ケガ等に対する救急処置

宇都宮西消防署宝木分署の大音救急士外2名から、三角巾を使って骨折・止血のやり方の実技と緊急時の対処法について研修を受けました。

事故がないことが重要ですが、万が一発生した場合に役立つ救急処置した。

○ 野外活動（夢大地応援団活動）のリスクマネジメント

農業振興公社から、草刈り機やカマ・ナタの使用に伴うケガや最悪の場合には死亡事故の発生、耕作放棄地での作業に伴うハチ・マムシ等の被害など、野外活動にはリスクがあること。事前の把握と適切な対応策を講じること大切であること。またボランティア活動でも法律上の賠償責任を負うことから、傷害保険・賠償責任の加入の必要性を説明しました。



救急士の実務研修

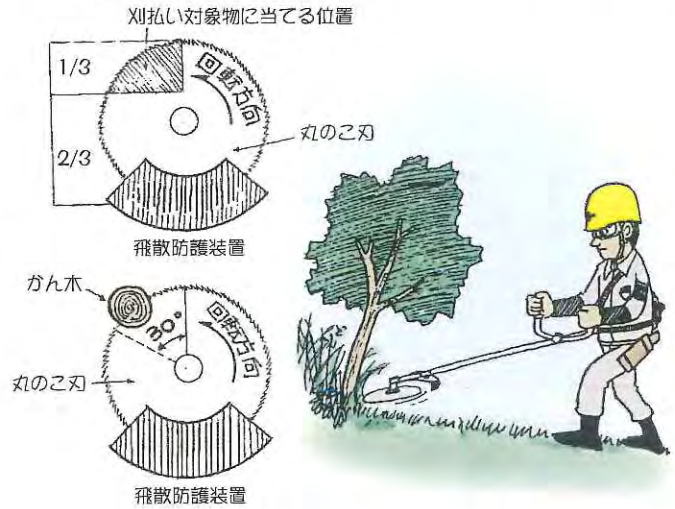


刈払機作業の安全

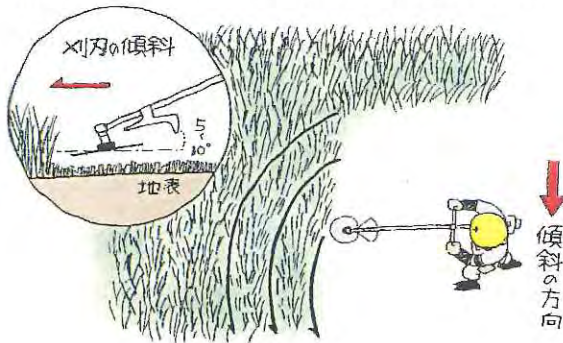
1. 林業で使用する刈払機は転倒などによる災害が多いことから肩かけ式腰バンド付き、Uハンドルの刈払機を使用することが安全です。



2. 対象物を刈払う刈刃の位置は、安全に切断できる部分で行います。



3. 刈幅は、約1.5m程度とし、刈幅の中央よりやや左側（斜面の場合には、やや下方）に立って、右から左に2~3回に分けて刈り払います。大振りや刈刃でたたく方法は止めましょう。また、刈り払い対象物を左側（斜面方向）に倒しながら進みます。



4. 刈刃の回転方向と反対の方向に刈り払うのは止めましょう。したがって、往復刈りは止めましょう。



5. 刈払作業中は、作業員から5m以内を危険区域とし、この区域内に他の作業員を立ち入らせないようにします。



6. キックバックや滑りを起こしやすい刈刃の部分で、かん木等を切断するのは止めましょう。



7. 急傾斜地では、斜面の下方に向かって刈り進むのは止めましょう。



8. かん木等を刈払機で切り倒す場合は、切断部の直径が8cm程度以下のものとします。



9. 跳ね返るおそれのあるかん木、枝条等を刈り払うときは、あらかじめ、反発力を弱めてから切り倒します。



10. 刈払機の目立て

刈払機がその性能を十分に発揮するためには、正しく目立てをした刈刃を使用することが大切です。

11. 刈払機の点検・整備

刈払機は、定期的に点検し、点検結果に基づいて整備して、常に最良の状態で使用することが大切です。点検・整備を十分行うことは、労働安全衛生を確保する上で不可欠であり、機械の故障を防ぎ、長持ちさせるためにも大切なことです。

12. 刈払機による振動障害予防のため次のことを守りましょう。

- ① 刈払機は、防振機構を備え、できるだけ振動及び騒音の小さなものを選びます。
- ② 刈払機の使用にあたっては、それ以外の作業と組み合わせて、刈払機を使用しない日を設けます。刈払機の作業時間を1日2時間以内とします。
- ③ 刈払機の一連続操作時間は、おおむね30分以内とし、一連続作業時間の後、5分以上の休止時間を設けます。



- ④ 刈払機のハンドルは、軽く握るように操作します。
- ⑤ 作業中は身体を冷やさないようにし、作業開始時及び作業終了時に、手、腕、腰等の運動を主体とした体操を行います。